令和2年

濱田会計事務所通信

令和2年8月1日発行 Vol.36

今回も新型コロナウイルス感染症対策のための支援制度をご案内します。 早く落ち着いて通常の事業活動や生活を行いたいものですね。

家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

■支給対象

- ①資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※ ※医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象
- ②5月~12月の売上高について、新型コロナウイルス感染症の影響などにより1ヵ月で前年同月比50%以上減少または、連続する3ヵ月の合計で前年同期比30%以上減少
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている※ ※法人とその代表者との間の賃貸借や夫婦間や親子間などの賃貸借契約は対象外
- ■給付額

法人に最大 600 万円、個人事業者に最大 300 万円を一括支給。

算定方法申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75 万円以下	支払賃料×2/3
	75 万円超	50 万円+[支払賃料の 75 万円の超過分× 1 / 3]
		※ただし、100 万円(月額)が上限
個人事業者	37.5 万円以下	支払賃料×2/3
	37.5 万円超	25 万円+[支払賃料の 37.5 万円の超過分× 1/3]
		※ただし、50 万円(月額)が上限

■必要書類

- ①賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書等)
- ②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書等)
- ③本人確認書類(運転免許証等)
- ④売上減少を証明する書類(確定申告書、売上台帳等)
- ■申請期間

売上減少月の翌月~2021 年 1 月 15 日までの間、いつでも申請できます

売上の減少が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものではないことが明らかであるにもかかわらず、それを偽って給付を受けた場合、不正受給として厳しく対応することがあります。

詳細や申請に必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。

https://yachin-shien.go.jp/

姫路市中小企業者等事業継続応援金

新型コロナウイルス感染症に関する国、県、市の給付金・支援金を受けていない中小企業者等に対し、応援金を給付します。

■対象となる方

以下①~④の全ての要件に該当する方が対象となります。

要件① 令和2年4月15日以前から、姫路市内の事業所(従業者が常駐するものに限る。) において営業しており、今後も事業を継続する意思がある中小企業者であること。

要件② 新型コロナウイルス感染症に関する国・県・市が実施する下記支援制度をいずれも利用していないこと。

【国】持続化給付金 【兵庫県】休業要請事業者経営継続支援金

【姫路市】休業要請等協力支援金(第1次・第2次)

- ※上記支援制度との重複利用が判明した場合は、応援金を返還すること。
- 要件③ 上記の要件①に該当する事業所において、事業を実際に営んでいること。
 - ※直近事業年度において、「事業所得」が1円以上であること。
 - ※個人事業主の方は、直近事業年度において、「事業所得」が「給与所得」を上回っていること。

要件④ 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でない事業者であること。

■支給額

- 1 対象事業者あたり 100,000 円
- ※1対象事業者につき1回限りの給付となります。
- ※同一の申請者が複数の事業所を運営している場合は、1件として取り扱います。



■申請受付期間

令和2年7月20日(月)~8月31日(月)消印有効

詳細や申請に必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。

https://www.himeji-cci.or.jp/oenkin/202007_oenkin.html

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予 定です。

「夏期休暇のご案内」

誠に勝手ながら下記の通り夏期休暇を頂きます。

令和2年8月12日(水)~令和2年8月16日(日)

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL: 079-229-9041 Fax: 079-229-9049

E-Mail: info@hamadakaikei.jp URL: http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、 相続のこと・・・ 一緒に考えましょう!

